平成２９年（フ）第８９号
大阪市西区立売堀３丁目６番５号　203、開始決定時の住所大阪府高石市加茂４丁目４番４－303号
破産者　石川　博巳
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６６０号
堺市中区辻之1148番地１　カーサ・ドマーニ205号
破産者　重谷　　誠
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６号
神戸市北区菖蒲が丘２丁目８番地の１
破産者　藤古　義明
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７８号
神戸市中央区楠町１丁目５番８号、住民票上の住所神戸市中央区多聞通１丁目３番５号兵庫県生麺ビル３Ｇ室
破産者　中島　秀樹
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１５号
神戸市東灘区住吉山手３丁目３番10号　前田文化１階西号
破産者　ＣＨＲＩＳ　ＺＨＯＵこと　ＺＨＯＵ　ＥＮＷＥＩ　周　　恩偉
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２号
鳥取県米子市両三柳4144番地１
破産者　髙藪　茂夫
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３９９号
北九州市戸畑区夜宮３丁目10番６－701号
破産者　楠本　明男
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０３号
熊本市東区新生１丁目22番17－306号　ビブレマンション泉ヶ丘、住民票上の住所熊本県合志市須屋1545番地５
破産者　緒方　英夫
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
青森県青森市松森３丁目17－57－１、開始決定時の住所岩手県花巻市桜台１丁目11番２号
破産者　伊藤　恵子
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第４１号
岩手県北上市本通り２丁目４番43号　ラポール本通り２－101号
破産者　藤田　明子
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２９号
福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3663番地
破産者　岩田　邦廣
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
金沢市弥生２丁目17－10、住民票上の住所金沢市松村４丁目520番地（従前々の住所）金沢市松村５丁目191番地１
破産者　齊藤　愛美
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６号
岐阜県多治見市市之倉町11丁目63番地の１
破産者　汰木　大祐
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１８号
浜松市中区十軒町601番地の１　北島アパート101号室、開始決定時の住所愛知県田原市神戸町新大坪211番地　マルマンハイツ105号
破産者　光部議章こと　光部　吾一
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１９６号
滋賀県野洲市小篠原1800番地14　ハピネス101号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字内池930番地　シャルマンサンワ306号
破産者　小山　　亮
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２号
兵庫県川西市平野２丁目12番11号　ボールリバー平野201、前住所奈良県大和郡山市柳町77番地１　シャルマンコーポ大和郡山215
破産者　宮田　兼利
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３８５号
兵庫県尼崎市田能５丁目７番９号
破産者　有田　公嘉
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８６号
兵庫県尼崎市田能５丁目７番９号
破産者　有田　繁之
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係